慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究四〇八〕第三者異議訴訟の原告についての法人格否認の法理の適用(最高裁平成一七年七月一五日第二小法廷判決)
Sub Title	
Author	中島, 弘雅(Nakajima, Hiromasa) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2007
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.8 (2007. 8) ,p.84- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070828-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁民訴事例研究 四〇八〕

平一七7（民集五九巻六号一七四二頁）

第三者異議訴訟の原告についての法人格否認の法理の適用

最高裁平成一七年七月一五日第二小法廷判決（平成一六年（受）第一六一一号、第三者異議事件）

〔事　実〕

一　訴外A社は、ゴルフ場の建設、管理および経営等を目的として、昭和四二年一一月八日に設立された会社である。取締役は、H、MおよびP、代表取締役はH、監査役はSである。そして、平成四年五月二九日に栃木県矢板市にオープンしたBゴルフ場（以下、本件ゴルフ場という）に設けられた同名の預託金会員制ゴルフクラブ（以下、本件ゴルフクラブという）の会則二条には、①本件ゴルフ場のゴルフコースおよびこれに付帯するクラブハウスその他の施設は、A社が所有し、かつ、管理、経営する、②本件ゴルフクラブに入会しようとする者は、A社および本件ゴルフクラブの理事会の承認を得て、所定の期間内に入会金および預託金をA社に払い込むものとする旨の記載がある。

ところで、A社の商業登記簿上の所在地は、東京都港区内にあるが、登記簿上の所在地にはA社の事務所はなく、A社の事務所は、本件原告（控訴人・上告人）Xの登記簿上の本店所在地上にある建物の四階にある。その建物の三階入口ドア付近にはXの表札が掲げられているが、ドアには「ご用の方は四階にお願いします」という張り紙が貼付してある。また、A社には、関連会社として、訴外C社（平成元年八月一日設立）とD社（平成四年五月二二日設立）があり、いずれもゴルフ場の建設、管理および経営等を目的としている。C社の取締役は、H、MおよびP、代表取締役はM、監査役はSであり、代表取締役が異なっているだけで、取締役および監査役の構成はA社と同じである。また、D社の取締役は、H、MおよびP、代表取締役はH、監査役はSであり、代表

取締役を含め役員構成はA社とまったく同じてある。しかも、D社の旧商号は「C社」であり、C社の旧商号は「D社」であったが、両社は、平成四年八月二一日に、互いの商号を交換している。また、両社の本店所在地は、東京都目黒区内の同じ場所にある。

そして、平成四年五月八日、前記A社、C社およびD社の間で、A社を委託者、当時設立予定であったD社を受託者、C社を受益者とし、信託の目的を「管理並びに処分」とする信託契約が締結され、また、同年五月二七日、本件ゴルフ場の敷地について、信託を原因として、A社の持分全部（三八分の三六）をD社に移転する旨の持分移転登記がなされた。さらに、平成八年一二月三一日には、D社がC社に対し本件ゴルフ場の付属建物を期間三年の約定で賃貸する旨の短期賃貸借契約が締結されている。なお、本件ゴルフクラブの前記会則二条は、上記各契約が締結された後も、変更されていない。

他方、本件原告（控訴人・上告人）であるXは、平成一二年二月二日に設立された会社であり、ゴルフ場の管理および経営等を目的としている。取締役は甲山一郎、UおよびQ、代表取締役は甲山一郎、監査役はKである。Xの旧商号は、E社であったが、平成一四年一〇月一〇日に現在の商号（X）に変更している。前述の通り、Xの登記簿上の本店所在地にある建物の三階ドア付近には、Xの表札が掲げられているが、ドアには「ご用の方は四階にお願いします」という張り紙が貼付してあり、その四階には、前記A社の事務所がある。そして、A社の関連会社であるC社は、平成一二年三月二一日、設立して間もないXとの間で、本件ゴルフ場の運営業務を委託する旨の契約を締結している。

以上の事実関係の下で、Y_1（本件被告・被控訴人・被上告人）は、A社に対して金員の支払いを命ずる判決を債務名義として、宇都宮地方裁判所大田原支部執行官に対して、A社を債務者とする動産執行の申立てを行った。同支部執行官は、平成一五年五月三日、本件ゴルフ場において、動産を差し押えた。また、Y_2（本件被告・被控訴人・被上告人）も、同じくA社に対して金員の支払いを命ずる判決を債務名義として、同支部執行官に対して、A社を債務者とする動産執行の申立てをし、同支部執行官は、同年五月二七日に、本件ゴルフ場において、別の動産を差し押えた。

これに対し、Xが、上記各差押えに係る物件は、前記運営業務委託契約に基づく本件ゴルフ場の運営業務の一環として、Xが本件ゴルフ場において所有または占有しているものである旨を主張して、Y_1らに対し、上記各強制執行の不許を求める第三者異議の訴え（民執三八条）を提起したのが、本件である。

二　第一審（宇都宮地大田原支判平成一六年一月二一日）は、A社はXをその意のままに道具として利用しうる支配的

地位にあり、かつ、A社は債権者の強制執行を妨害するという違法不当な目的の下にXの会社形態を利用しており、A社がXの法人格を濫用しているものと認められるから、Y_1らとの関係においては、Xの法人格は否認されなければならないとして、Xの本訴請求を棄却した。その理由は、次の通りである。

まず、A社がXを自己の意のままに道具として利用しうる支配的地位にあるか否かという点について、①本件ゴルフクラブの会則二条には、ゴルフコースおよびこれに付帯するクラブハウスその他の施設は、A社が所有し、かつ、管理、経営している旨の記載があること、②A社とD社との間で信託契約が締結されて、本件ゴルフ場の土地に関するA社の持分全部（三八分の三六）が受託者たるD社に帰属することになったり、D社からC社に対して本件ゴルフ場の付属建物が賃貸されたりしているにもかかわらず、前記会則二条は変更されていないこと、③XはC社との間で運営業務委託契約を締結し、資金管理を含め、本件ゴルフ場の管理、運営業務を行っていると主張しているが、前記運営業務委託契約締結後も、会則二条は改正されていないこと、④本件ゴルフクラブの新会則によると、ゴルフ場の運営にとって必要な料金その他の事項の決定は事実上A社の意向に従って決せられる状況にあったが、新会則の条項もまた、XがC社との間で運営業務委託契約を締結した後においても改正されていないことなどの点に加え、⑤Xは、平成一二年二月二日に設立され、その約一カ月半後の同年三月二一日に、ゴルフ場の運営実績もほとんどないまま、運営を任されたことになっていること、⑥運営業務委託契約では、C社の従業員はXがそのまま引き継ぐことになっていること、⑦本件全証拠によるも、Xの実体やXによる本件ゴルフ場運営の状況が明らかになっていないこと、⑧Xの登記簿上の本店所在地にある建物の三階ドア付近にはXの表札が掲げられているが、ドアには「ご用の方は四階にお願いします」という張り紙が貼付してあり、四階には、A社の事務所があることを併せ考慮すれば、A社はXをその意のままに道具として利用しうる支配的地位にあるものと認めるのが相当である、と判示している。

次に、A社が違法不当な目的の下にXの会社形態を利用しているか否かという点について、①A社、D社およびC社は、役員構成をほとんど同じくする関連会社であって、それにもかかわらず、A社が本件ゴルフ場の土地について、持分全部（三八分の三六）をD社に移転したり、D社がC社に本件ゴルフ場に付属する建物を賃貸したりしなければならない理由が容易に見いだしがたいこと、②A社が別件（預託金返還請求控訴事件）において「バブル経済の崩壊に伴い、提携ローンの会員のデフォルトが次々と発生し、本件ゴルフ場が支払について保証をしていた提携ローンの会員の分の代位弁済額が多額に上り、本件ゴルフ場への負担額が大きなものとなっ

た。」と主張していること、③前記の通り、XとA社との間には密接な関係があると認められるが、Xは、Y_1らからA社、D社およびC社の契約関係の不自然さを指摘されているにもかかわらず、それらの契約締結の経緯を知る立場にないとして、積極的に反論していないこと、④短期賃貸借は執行妨害目的で濫用されることが多いこと、殊に代表取締役および本店所在地を同じくするD社とC社との間で短期賃貸借を締結する必要性は認められず、強制執行を妨害する目的で前記短期賃貸借契約が締結された可能性が高いことからすると、A社、D社およびC社は、債権者による強制執行を妨害する目的で前記各契約を締結したものと認めるのが相当であるとした上で、さらに、①XがC社との間でゴルフ場の運営業務委託契約を締結した平成一二年三月二一日当時は、多数の会員から預託金の返還請求がなされることが予想された時期であり、実際にも、A社は、この点に危機感を感じて、預託金返還問題に対する対策を検討していたことや、②A社が過去にも強制執行を妨害する目的で短期賃貸借の締結をしたことがあること、さらには、前記の通り、③XがC社との間で運営業務委託契約を締結した後においても、以前として、本件ゴルフ場の運営にとって必要な料金その他の事項の決定は事実上A社の意向に従って決せられる状況にあったこと、④本件全証拠によるも、Xの実体やXによる本件ゴルフ場運営の状況が明らかになっていないことを考慮すると、A社は、多数の会員が預託金返還請求訴訟を提起し、その勝訴判決に基づき強制執行に及ぶであろうことを予想し、その強制執行を妨害するという違法不当な目的の下にXの会社形態を利用しているものと認めるのが相当である、と判示している。そこで、X側が控訴した。

しかし、原審（東京高判平成一六年六月二三日）も、A社は、Xの法人格を濫用するものであって、Y_1らとの関係では、Xの法人格は否認されるべきであるとして、Xの控訴を棄却した。その際、原審は、取引法の領域において形成されてきた法人格否認の法理は、権利関係の公権的な確定およびその迅速確実な実現を図るために、手続の明確、安定を重んじる執行手続には適用されないとのXの主張に対して、次のように述べて採用できないと判示している。すなわち、「ゴルフクラブの財産を、他の法人の所有であるかのごとき形式を装って、債権者からの執行を免れるために、法人格を濫用するような事案において本件のような執行関係訴訟が提起された場合には、執行を免れるためのかかる行為を許さず、法人格否認の法理を適用することがあり得ることは論を待たないところであり、そして、そのような訴訟の判断において当該法理を適用することが執行手続を害することにならないこともいうまでもないところである」と。そこで、Xが上告受理の申立てをしたのが本件である。その理由は、詰まるところ、原判決が、最（一小）判昭和五三年九月一四日裁判集民事一

二五号五七頁（後掲［2］判決）に違反しているという点と、民事執行法三八条の解釈を誤っているという点にある。

〔判　旨〕

棄却

「甲会社がその債務を免れるために乙会社の法人格を濫用している場合には、法人格否認の法理により、両会社は、その取引の相手方に対し、両会社が別個の法人格であることを主張することができず、相手方は、両会社のいずれに対してもその債務について履行を求めることができるが、判決の既判力及び執行力の範囲については、法人格否認の法理を適用して判決に当事者として表示されていない会社にまでこれを拡張することは許されない（最高裁昭和四三年（オ）第八七七号同四四年二月二七日第一小法廷判決・民集二三巻二号五一一頁、最高裁昭和四五年（オ）第六五八号同四八年一〇月二六日第二小法廷判決・民集二七巻九号一二四〇頁、最高裁昭和五〇年（オ）第七四五号同五三年九月一四日第一小法廷判決・裁判集民事一二五号五七頁参照）。

ところで、第三者異議の訴えは、債務名義の執行力が原告に及ばないことを異議事由として強制執行の排除を求めるものではなく、執行債務者に対して適法に開始された強制執行の目的物について原告が所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有するなど強制執行による侵害を受忍すべき地位にないことを異議事由として強制執行の排除を求めるものである。そうすると、第三者異議の訴えについて、法人格否認の法理の適用を排除すべき理由はなく、原告の法人格が執行債務者に対する強制執行を回避するために濫用されている場合には、原告は、執行債務者と別個の法人格であることを主張して強制執行の不許を求めることは許されないというべきである。

これを本件についてみるに、前記事実関係等によれば、A社は自己に対する強制執行を回避するためにXの法人格を濫用しているというのであるから、法人格否認の法理が適用され、本件第三者異議訴訟において、XはA社と別個の法人格であることを主張して上記……各強制執行の不許を求めることは許されないというべきである。」「所論引用の前掲最高裁昭和五三年九月一四日第一小法廷判決は、本件と事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用できない。」

〔評　釈〕

判旨の結論には賛成であるが、理論構成に疑問がある。

一　本判決の意義

法人格否認の法理とは、法人格の独立性を形式的に貫くことが、場合により正義・衡平に反するときに、特定の事案との関係で会社の法人格を否定し、会社とその背後者とを同一視して、事案の衡平な解決をはかる法理をいう。(1)か

かる法人格否認の法理について、本判決も引用する［1］最（一小）判昭和四四年二月二七日民集二三巻二号五一一頁[2]は、法人格が執行妨害などの不当な目的のために取得された濫用の場合、または法人格の取得がその実質を持たず、旧法人格と同一のものとみなされる全くの形骸にすぎない場合には、法人格は否認されるという命題を立てる一方で、傍論の中で、「訴訟上の判決の既判力については別個の考察を要」するものとし、会社の代表者個人を当事者とする判決の既判力は法人格が否定されるべき会社には及ばないと判示している[3]。この［1］判決を受けて、やはり本判決が引用する［2］最（一小）判昭和五三年九月一四日裁判集民事一二五号五七頁・判時九〇六号八八頁[4]も、法人格否認の法理が適用される場合であっても、権利関係の公的な確定およびその迅速・確実な実現を図るために、手続の明確、安定を重んずる訴訟手続ないし強制執行手続においては、その手続の性格上、甲会社に対する判決の既判力および執行力の範囲を、法人格が否定されるべき乙会社にまで拡張することは許されないと判示して、執行文付与の訴え（民執三三条）を認容した原判決を破棄している。

これに対して、本判決は、最高裁が、「第三者異議の訴えは、債務名義の執行力が原告に及ばないことを異議事由として強制執行の排除を求めるものではなく、執行債務者に対して適法に開始された強制執行の目的物について原告が所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有するなど強制執行による侵害を受忍すべき地位にないことを異議事由として強制執行の排除を求めるものである」から、「第三者異議の訴えについて、法人格否認の法理の適用を排除すべき理由はなく、原告の法人格が執行債務者に対する強制執行を回避するために濫用されている場合には、原告は、執行債務者と別個の法人格であることを主張して強制執行の不許を求めることは許されない」旨を判示し、執行債務者とは別の法人格を有する第三者が、執行の対象物が自己が所有または占有しているものであることを理由に、第三者異議の訴え（民執三八条）を提起してきた場合につき、当該原告に法人格否認の法理を適用し、原告の請求を却けたものである。本判決は、最高裁が、訴訟手続ないし強制執行手続において法人格否認の法理が適用される旨をはじめて表明した点で、極めて大きな意義を有するが[5]、同時に、前記［1］［2］判決との関係が問題となる。

二　第三者異議訴訟に関する従来の裁判例と本判決との比較

(1)　ところで、執行債務者とは別の第三者が、執行の目的物が自己が所有または占有していることを理由に第三者異議の訴えを提起してきた場合に、当該原告に法人格否認の法理を適用して原告の請求を棄却できるか否かという点について、従来の下級審判例は分かれているが、法人格否認の法理の適用を肯定したものとしては、次のものがある。いずれも、新たな法人が法人としての実質を持たず、旧法人格と同一のものとみなされる法人格の形骸事例に関するものである。

まず、［3］仙台地決昭和四五年三月二六日判時五八八号五二頁[6]は、A社の従業員である債権者Yらが、A社に対する仮差押命令を得てA社が占有する動産を仮差押えしたところ、A社の親会社であるX会社が、所有権を主張して第三者異議の訴えを提起したという事案において、Yらの法人格否認の抗弁を容れ、「Xは対Yに対する関係では、Aと対立独立した法人格を主張できず、むしろ融合した単一体として法的評価を受けるのであるから、……Yらの得たAに対する債務名義はその実体においてはXに対するものともいうことができる」とし、XはYらとの関係においては「第三者異議請求権者としての第三者には該当しない」と判示している。

また、［4］鹿児島地判昭和四六年六月一七日判時六五二号八〇頁[7]は、YがAに対して建物収去土地明渡しを命じる旨の確定判決に基づき強制執行に着手したところ、X有限会社が自らがAから賃借のうえ同建物を占有していると主張して第三者異議の訴えを提起した事案において、X会社はAが税務対策のためにいわゆる法人なりをしたものにすぎないものであって、有限会社の形態こそ採ってはいるが、それは全くの形骸にすぎず、その実体は背後にいるA個人に他ならないとのY側の法人格否認の抗弁を容れ、「執行の目的物の債務者の責任財産への帰属やこれに対する他人の権利の有無を実体的に審査する判決手続たる第三者異議の訴訟においては、執行手続におけるとは異なり、事柄を実質的にみて、個人と法人を通じて一個の法人格しか存在しないとの実体的判断をすることができる」として、第三者異議の訴えを棄却している。

さらに、［5］大阪地判昭和四九年二月一三日判時七三五号九九頁[8]は、YがAに対してその占有する動産を差し押さえたところ、X会社が差押物件に対する所有権を主張して第三者異議の訴えを提起した事案において、X会社の

「法人格は、[差押]物件をX会社名義で購入した時の前後を通じて形骸化しているというべきであり、従ってX会社の法人格は[差押]物件の購入との関係で否認されるべきものと解され」、「X会社名義で購入した[差押]物件がX会社の所有に属するものとは言い難い」として、第三者異議の訴えを棄却している。(9)

(2) これに対し、第三者異議訴訟の原告について法人格否認の法理の適用を否定した下級審判例として、次のものがある。

まず、[6]東京地判昭和五五年一二月二四日判時一〇〇六号七〇(10)頁は、Yが、A会社（Xが設立した個人会社で、その本店、営業場所もX個人が他人から賃借しているにすぎない）に対する約束手形金請求事件の執行力のある判決正本に基づき、本件動産を差し押さえたところ、A会社と一体をなし、独立した経済的地位を有しないXが本件動産につき所有権を主張して第三者異議の訴えを提起したという事案に関する。[6]判決は、かかる法人格の形骸事例において、判決の「執行力の範囲は予め債務者との関係で確定されなければならないから、XとA会社間に法人格否認の法理が適用され、A会社との間でXの個人財産が独立性、排他性の機能を有しないものとしても、YのA会社に対する本件判決正本の効力は、背後にある実質的責任主体であるXに対してまでは及ばないといわざるをえない。この点につき、確かに、法人格否認の法理の目的達成のために、同法理の適用される場合には債務名義の執行力を拡張し、実体的な会社と個人の関係を訴訟法的にも肯定しようとするYと同様の考え方もあるが、現行法が訴訟手続と執行手続とを明確に区別しているところからみて、……債務名義の執行力の拡張を認めることには賛成できない」と述べて、Xの提起した第三者異議の訴えを認容した。

また、比較的最近の[7]東京高判平成八年四月三〇日判タ九二七号二六〇頁は、YがA会社との間に成立した和解調書を債務名義として、A会社の法人格を濫用しているXに対する強制執行を申し立てたのに対し、執行裁判所がこれを認めたため、Xが第三者異議の訴えを提起したところ、第一審がこれを認容したので、Yが控訴したという事案に関する。[7]判決は、法人格否認の法理と強制執行との関係につき、次のように述べて、第三者異議の訴えを認めている。すなわち、「そもそも権利関係の公権的な確定及びその迅速確実な実現をはかるために手続きの明確、安定を重んずる執行手続においては、その性格上、その執行力の範囲はあらかじめ債務者との関係で確定されていな

ければならないものであるから、仮にXがY主張のように法人格を濫用して設立された会社であるとしても、Yと訴外A会社間の本件和解調書の執行力はXに及ばないというべきであって、XからYに提起された第三者異議の訴において法人格否認の法理を適用して訴外A会社に対する債務名義（和解調書）の執行力の範囲をXにまで拡張することは許されないというべきである」と。

(3) このように、第三者異議訴訟において、法人格否認の法理が適用されるか否かをめぐって下級審判例は分かれているが、以上のうち、［3］ないし［5］の下級審判例は、法人格の形骸事例において、債権者が債務名義上の債務者の占有物に対して強制執行を行ったところ、法人格を否定されるべき者（背後者）が第三者異議の訴えを提起してきた場合において、原告たる背後者の請求を却けることができるか否かが争われた事案である。本判決も、形骸事例か濫用事例かという違いはあるものの、基本的にこれらの事件と同様に、第三者異議の訴えにおいて、原告の請求を却けることができるか否かが争われた事案であり、しかも、それらの判決では、一貫して、法人格否認の法理の適用が肯定されている。しかし、前述のように、昭和五三年最高裁［2］判決が、執行文付与の訴えに関して、手続の明確性、安定性を重んじる訴訟手続や強制執行手続では、手続の性格上、甲会社に対する判決の既判力および執行力の範囲を、法人格が否定されるべき乙会社にまで拡張することはできないとして、法人格否認の法理の適用を否定していることから、何故、本判決で、法人格否認の法理の適用が認められたのかが問題となる。

しかし、それは、詰まるところ、第三者異議の訴えは、強制執行の目的物が執行債務者の財産に属するとの外観（不動産執行では債務者名義の登記、動産執行では債務者による占有、権利執行では対象権利が債務者に属する旨の執行申立書の記載）を有していれば、それに対する執行が許されることとの関係上（外観主義）、そうした外観に基づく強制執行が第三者の実体法上の権利を侵害する場合に、当該第三者が所有権その他執行の排除を求めうる実体法上の権利を主張して、執行債権者を被告として執行の排除を求めるためのものであるが、第三者異議訴訟の原告たるXに法人格否認の法理が適用されると、Xとしては、執行債権者たるYに対して、所有権その他目的物の譲渡または引渡しを妨げる実体法上の権利を主張できなくなるから、Xは、Yに対する第三者異議の訴えにおいて所有権その他執行の排除を求めうる実体法上の権利を異議事由として主張

できなくなるという点に尽きる。[11] 換言すると、本判決は、執行債権者Yが執行の対象に選んだ財産につき所有権等を主張するXが、執行債務者から独立した実質的利害関係を有せず、その法人格の形骸化が認められる場合に、形式的な権原に基づく執行排除を認めると、形骸化した法人格によって執行債務者の責任財産が形骸化せしめられ、Xによる執行妨害の目的が達成されてしまうという不当な結果が生じるので、Xとしては執行債務者A社に対する強制執行を受忍すべきであると判示したものということができる。[12] このことを、本判決は、「第三者異議の訴えは、債務名義の執行力が原告に及ばないことを異議事由として強制執行の排除を求めるものではなく、執行債務者に対して適法に開始された強制執行の目的物について原告が所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有するなど強制執行による侵害を受忍すべき地位にないことを異議事由として強制執行の排除を求めるものである」から、「第三者異議の訴えについて、法人格否認の法理の適用を排除すべき理由はなく、原告の法人格が執行債務者に対する強制執行を回避するために濫用されている場合には、原告は、執行債務者と別個の法人格であることを主張して強制執行の不許を求めることは許されない」と表現している。

(4) このように、本件では、判決の既判力や執行力の拡張ではなく、特定の財産（動産）に対してすでに開始された強制執行による侵害を第三者が受忍すべき理由があるか否かが問題となったために、本判決は、法人格が否認されても、債務者である甲社に対する判決の既判力および執行力は法人格の濫用者である乙社には拡張されないとする前掲［2］判決の理論との抵触を避けつつ、第三者異議の訴えに法人格否認の法理を適用し、原告Xの請求を却けることができたとする理解が一般的である。[13]

ただ、本判決のように、背後者への判決効の拡張を否定する［2］判決との抵触を避けつつ第三者異議訴訟に法人格否認の法理の適用を認めようとすると、滝澤孝臣判事がつとに指摘されているように、同法理が第三者異議訴訟で適用される場面というのは、強制執行の目的物の所有権が、第三者異議訴訟の原告ではなく、執行債務者に属すると認められる場合に限定され、執行の目的物の所有権が原告に帰属すると認めるほかないような場合には、当該原告の第三者異議の訴えを制限することはできないように思われる。というのは、この場合にまで原告の請求を却けることは、まさに当該原告への執行力の拡張を認めることにほかならないから、明らかに本判決の射程外と解されるためである。[14]

従って、執行の目的物が原告に帰属すると認められる場合にまで、第三者異議訴訟において法人格否認の法理の適用を認めるためには、原告（背後者）への判決効の拡張を問題とせざるをえない。そこで、次に、判決効の主観的範囲の拡張の是非の問題について検討する。

三　判決効の主観的範囲の拡張の是非

(1)　ところで、第三者異議訴訟において法人格否認の法理の適用の有無が争点となった下級審判例のうち、前掲［6］［7］判決では、法人格否認の法理の適用が否定されている。これらの事案では、いずれも、執行債権者が債務名義に記載のない第三者の所有物ないし占有物に対して強制執行を行ったのに対して、当該第三者が異議訴訟を提起した場合につき、債務名義の執行力が当該第三者（原告）に拡張されるか否かが問題となっている。そのため、［6］［7］判決では、執行手続の明確性、安定性の要請を理由に、債務名義の既判力および執行力の主観的範囲の拡張を否定する前掲［2］判決の立場が考慮されている。(15) また、学説でも、法人格の否認の法理は判決の既判力および執行力には適用されないという前掲［2］判決の立場を前提とする限りは、第三者異議の訴えにおいて、法人格否認の法理を適用して背後者に判決効を拡張することはできないとする見解もある。(16) しかし、既判力や執行力が拡張されないまで、一般に、信義則によって第三者異議の訴えが排斥される場合があるという点(17)を考慮すると、既判力や執行力の拡張ができないとの理由だけで、第三者異議の訴えにおいて法人格否認の法理の適用を排除するというのは、いささか形式論にすぎるように思われる。(18) また、そもそも「手続の明確、安定」も絶対的な要請ではなく、当事者間の公平、権利保護の実効性・迅速性などの要請との相互関係の中で尊重されるべきものであるから、民事手続が手続の明確、安定を重んずるというだけの理由で、法人格否認の法理に基づく既判力や執行力の拡張をすべて否定するというのは、形式的にすぎる。(19)

(2)　そのため、最近では、むしろ、第三者異議の訴えや執行文付与の訴えについても、法人格否認の法理を適用し、法人格を否定されるべき背後者に判決の既判力や執行力の主観的範囲を拡張すべき旨を説く学説の方が、有力となっている。具体的には、①家族や使用人に建物の明渡請求訴訟の認容判決の効力が及ぶ以上、「個人と代表者とが全く同一人物である法人」の場合には、個人ないし法人に対する判決の効力は執行力も含めて他方に及ぶと解すべきであるとする所持人説(20)や、②法人格否認の法理が適用されると、

新旧両会社は訴訟過程においてすでに融合した単一体として評価を受け、形式的当事者たる一方に対する判決は同時に他方に対する判決となるとする単一体説[21]、③法人格否認の法理の要件を具備する限り、一定の法律関係においては、一方の法的地位は他方のそれによって決定されるから、両者間には完全な依存関係があり、一方の受けた判決効を他方に及ぼしても何らその利益を不当に害することにはならず、民事訴訟法一一五条一項三号（旧民訴二〇一条一項）が口頭弁論終結後の承継人に判決効を拡張する根拠も、実体法上の依存関係にあるから、その趣旨を法人格否認の場合にも類推し、既判力および執行力の拡張を認めうるとする承継人説（依存関係説[22]）、④いわゆる法人格の濫用事例（契約上の義務を潜脱する目的でする会社の法形態の利用、債権者を害する目的でする会社の設立など）と形骸事例（たとえば、個人財産と会社財産との混淆、個人業務と会社業務の混淆、個人会計と会社会計との混淆などのメルクマールが存在するときなどに認められる）とを区別した上で、原則として、法人格が否認されても、形式的責任主体と背後者はそれぞれ別個に責任を負うのであって、両者の訴訟上の地位の一体化は認められず、一方の受けた判決の既判力は当然に他方に及ぶわけではないが、後者の形骸事例の場合には、形式的に当事者となった者（たとえば個人）の訴訟追行により他方（会社）の手続保障の要求は充足されたとみるべきであるから、かかる実質的当事者（会社）は民事訴訟法一一五条一項（旧民訴二〇一条一項）にいう「当事者」に含まれるとする実質的当事者説[23]、さらには、⑤法人格が否認される場合のうち、濫用事例では、「法人格の濫用の故に別個の手続権の保障が与えられないこと」をその根拠とし（濫用型）、また、形骸事例では、「独立して争う実質的利益の欠缺」を根拠として（手続保障の実質的利益欠缺型）、後者では、一律に既判力・執行力の拡張を認めるが、前者では、濫用の程度・内容に応じて既判力のみを拡張すべきか執行力をも拡張すべきかを決する多元説（複合的理論構成説[24]）などがそれである。また、以上の諸見解とは異なり、法人格否認の法理に固有の要件は存在しないとの基本的立場から、法人格の「濫用」や「形骸化」というそれ自体統一された固有の要件によって既判力・執行力の拡張を決めるのではなく、執行法上、個別具体的に生ずる不都合にその都度その法律構成で対処していく余地を残すため、訴訟法上も法人格否認という法律構成を、確定的要件の存しない一般条項として維持していくという見解（一般条項説[25]）もある。

(3) 近時の学説が、前述のように最高裁［2］判決やこれを支持する学説が存在するにもかかわらず、第三者異議の訴えや執行文付与の訴えにおいて、法人格否認の法理に基づく判決の既判力や執行力の拡張を主張している背景には、法人格の取得が何らその実質を持たず、旧法人格と同一のものとみなされる法人格の形骸事例はもちろんのこと、法人格の取得が執行妨害などの不当な目的のためになされる濫用事例においても、単に訴訟手続の安定性や明確性の要請を理由に、法人格否認の法理の適用可能性を排除することは、それらの判決の紛争解決機能を著しく害する結果となることへの強い危惧がある。

確かに、最高裁［2］判決が指摘しているように、強制執行手続では、執行の確実・迅速等の要請から、執行機関を裁判機関から分離させた上で、強制執行は執行文を付与した債務名義の正本（執行正本）に基づいて執行機関が行い、また、差押えも外観的事実に従ってなされるのであるから、明確性・安定性の要請が働くことは否定できない。従って、たとえば、法人格否認の法理によって、甲に対する執行文で乙に対する執行を認めることは、基本的には問題であろう。しかし、仮に法人格否認の法理による判決の効力の拡張を肯定するとしても、第三者異議の訴えや執行文付与の訴えのような判決手続をそこに介在させる限り、執行手続そのものについての明確性・安定性がそれほど破られるわけではない[26]。もちろん、判決効の主観的範囲の拡張に際しては、その者の不利に判決効を拡張される者の手続保障について慎重な考慮を要することは、いうまでもない。しかし、近時の判決効拡張説（とりわけ⑤多元説）を見る限り、実体法上の法人格否認の法理の要件が備わっていさえすれば[27]、直ちに判決効の拡張を認めるというのではなく、濫用事例、形骸事例のそれぞれにつき慎重な手続法的考慮をした上で、既判力や執行力の主観的範囲の拡張を論じている[28]。従って、既判力や執行力の主観的範囲を拡張するための合理的な基準の定立が可能であるならば、［2］判決や本判決が、第三者異議の訴えや執行文付与の訴えにおいて、法人格否認の法理を根拠として、法人格を否定されるべき者に判決効を拡張することは一切許されないと断じるのは、いささか硬直的な対応といわざるをえないように思われる[29]。

その意味で、本判決が、債務名義上の債務者に対して強制執行が行われたのに対し、法人格を否認されるべき背後者が第三者異議の訴えを提起してきた場合に、原告の請求を却けることができるか否かという問題につき、判決の既

判力および執行力の範囲に関しては、法人格否認の法理を適用して、判決に当事者として表示されていない者にまでこれを拡張することは許されないと判示している点には疑問が残る。[30] もっとも、本判決が、第三者異議の訴えにおいて法人格否認の法理を適用し、原告の請求を棄却した結論自体には、何ら異論はない。

(1) 江頭憲治郎『株式会社法』(二〇〇六年、有斐閣)三八頁。もっとも、法人格否認の法理のような一般条項とでもいうべき法理の適用は、できるだけ慎重であるべきであり、可能な限り具体的な実定法上の規定、制度の運用において解決する努力が払われるべきであるとする見解が有力である。江頭憲治郎『会社法人格否認の法理』(一九八〇年、東京大学出版会)四一六頁、森本滋『会社法〔第二版〕』(一九九五年、有信堂)五六頁、新山雄三『会社法の仕組みと働き〔第四版〕』(二〇〇六年、日本評論社)二八頁など参照。

(2) [1]判決の解説ないし評釈として、野田宏『最高裁判例解説民事編昭和四四年度(上)』(一九七〇年、法曹会)四二七頁、小川善吉・金融法務事情五六〇号(一九六九年)一四頁、神崎克郎・判タ二三八号(一九六九年)九一頁、大山俊彦・金融商事判例一六五号(一九六九年)二頁、河本一郎・会社判例百選〔新版〕(一九七〇年)一二頁、蓮井良憲・民商法雑誌六一巻六号(一九七〇年)一八七頁、正亀慶介・昭和四四年度重要判例解説(ジュリスト四五六号)(一九七〇年)七九頁、龍田節・商法の判例〔第三版〕(ジュリスト増刊)(一九七七年)四頁、森本滋・会社法判例百選(二〇〇六年)一〇頁などがある。

(3) 同旨の学説として、野田・前掲注(1)解説四三七頁、蓮井・前掲注(1)評釈一九六頁、神崎・前掲注(1)評釈九一頁、上田徹一郎「法人格の否認と訴訟主体」私法三三号(一九七一年)三一頁(ただし後に改説)、奥山恒朗「いわゆる法人格否認の法理と実際」鈴木忠一＝三ケ月章監修『実務民事訴訟講座5』(一九六九年、日本評論社)一六七頁、西島梅治「法人格否認の法理」法学セミナー一六五号(一九六九年)三二頁、喜多川篤典「法人格否認の法理」判例展望(ジュリスト増刊)(一九七二年)二五〇頁、今中利昭「法人格否認論適用の限界」司法研修所論集・創立三〇周年記念特集号(一九七七年)九五頁、梅本吉彦「判例評釈」ジュリスト六四一号(一九七七年)一二八頁、星野雅紀「法人格否認と訴訟法上および執行法上の問題点」牧山市治＝山口和男編『民事判例実務研究』第一巻(一九八〇年、判例タイムズ社)二四頁など。

(4) [2]判決の解説ないし評釈として、上田徹一郎・判例評論二四五号(判時九二五号)(一九七九年)一七三頁、竹下守夫・判タ三九〇号(一九七九年)二四八頁、同・会

社判例百選〔第四版〕（一九八三年）一六頁、加美和照・金融商事判例五七五号（一九七九年）五七頁、小島康裕・法律のひろば三二巻五号（一九七九年）八四頁、鈴木正裕・昭和五三年度重要判例解説（ジュリスト六九三号）（一九七九年）五三頁、坂本正光・法政研究四七巻一号（一九八〇年）一七五頁、稲庭恒一・法学四三巻四号（一九八〇年）一二二頁、江頭憲治郎・ジュリスト七五四号（一九八一年）一一四頁、高橋宏志・民事執行法判例百選（一九九四年）三〇頁、伊藤眞・民訴判例百選〔第三版〕（二〇〇三年）一九四頁などがある。

(5) 本件の解説ないし評釈として、松並重雄・ジュリスト一三一七号（二〇〇六年）二五六頁、石川剛・信用保険月報二〇〇五年一〇月号二八頁、浅井弘章・銀行法務21第五〇巻二号（二〇〇六年）五四頁、滝澤孝臣・金融商事判例一二四四号（二〇〇六年）二頁、宮川聡・甲南法務研究二号（二〇〇六年）四九頁、松村和徳・平成一七年度重要判例解説（ジュリスト一三一三号）（二〇〇六年）一三九頁、笠井正俊・私法判例リマークス三三号（二〇〇六年）一五四頁、和田吉弘・法学セミナー六二五号（二〇〇七年）一一二頁などがある。

(6) 〔3〕判決の評釈として、龍田節・判例評論一四〇号（判時六〇二号）（一九七〇年）一三八頁、秋田成就・ジュリスト四八三号（一九七一年）一五三頁がある。

(7) 〔4〕判決の評釈として、竹下守夫・判例評論一六〇号（判時六六四号）（一九七二年）一三六頁、服部栄三・ジュリスト五七九号一一五頁（一九七五年）がある。

(8) 〔5〕判決の評釈として、大原栄一・ジュリスト六五一号（一九七七年）一三一頁、森田章・商事法務八一一号（一九七八年）一七四頁がある。

(9) 江頭・前掲注(1)『会社法人格否認の法理』四二三頁以下は、以上の三つの裁判例について詳細な検討を加えている。

(10) 〔6〕判決の評釈として、和田吉弘・ジュリスト八〇三号（一九八三年）一〇四頁がある。

(11) 松並・前掲注(5)解説二五七頁参照。

(12) 中野貞一郎『民事執行法〔増補新訂五版〕』（二〇〇六年、青林書院）三一三頁。

(13) 中野・前掲注(12)書三一二頁、松並・前掲注(5)解説二五八頁、松村・前掲注(5)解説一四一頁、笠井・前掲注(5)評釈一五七頁参照。もっとも、松村・前掲注(5)解説一四一頁は、本件では、執行の実体的違法性を阻却する要因として、法人格否認の法理ではなく、信義則を適用すべきであったとされる。しかし、笠井正俊教授が指摘されているように、法人格否認の法理自体が権利濫用や信義則といった一般条項を具体化したという側面を有することを考慮すると、本判決が法人格否認の法理を適用した点は、是

認できるように思われる。このことにつき、笠井・前掲注(5)評釈一五七頁。

(14) 滝澤・前掲注(5)評釈九頁。ちなみに、滝澤孝臣判事は、強制執行の目的物が動産以外の、たとえば不動産や債権である場合には、そもそも執行債務者が不動産の登記名義人あるいは債権の名義人となっていないのに、法人格の否認を理由に当該不動産あるいは債権が執行債務者に帰属するものと認めて強制執行を開始することはできないと解されるべきであるから、第三者異議の訴えの提起が問題となることはなく、従って、本判決の射程も、不動産執行あるいは債権執行にまで及ぶものではないといわれる。しかし、債権執行では、第三者名義の預金債権でも、当該預金債権が執行債務者の責任財産であることが高度の蓋然性をもって立証された場合には差押えを認めるというのが、近時の執行実務のようなので（東京高決平成一四年五月一〇日判時一八〇三号三三頁、西岡清一郎ほか編『民事執行の実務・債権執行編（上）』〔二〇〇三年、きんざい〕一三四頁〔内藤義厚〕、中島弘雅「判例評釈」ジュリスト一三〇三号〔二〇〇五年〕一六四頁など参照）、少なくとも債権執行においては、第三者異議の訴えが問題となることはありうると思われる。

(15) このことにつき、松村・前掲注(5)解説一四〇頁、笠井・前掲注(5)評釈一五六頁。

(16) 服部・前掲注(7)評釈一一七頁、今中・前掲注(3)論文一二一頁、星野・前掲注(3)論文三六頁など。

(17) 最判昭和四一年二月一日民集二〇巻二号一七九頁は、このことを認めている。この点につき、和田・前掲注(10)評釈一〇六頁、笠井・前掲注(5)評釈一五六頁。

(18) このことにつき、和田・前掲注(10)評釈一〇六頁。江頭・前掲注(1)『株式会社法』四四頁も参照。

(19) 田頭章一「民事訴訟における法人格否認の法理」民事訴訟法の争点（第三版）（一九九八年）六七頁。

(20) 菊池博「商法五〇四条の研究」判タ二三八号（一九六九年）五九頁。坂本・前掲注(4)評釈一八一頁も同旨か。

(21) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第三版補正版〕』（二〇〇五年、弘文堂）一二五頁、住吉博「判例評釈」民商法雑誌七一巻三号（一九七五年）五七三頁。前掲仙台地判［3］判決もこの構成か。

(22) 竹下・前掲注(7)評釈一三九頁。同旨、大原・前掲注(8)評釈一三一頁、小島・前掲注(4)評釈八七頁、和田・前掲注(10)評釈一〇四頁。もっとも、これに対しては、実体法上の依存関係があるからといって、既判力を及ぼし、債権の存在や額について争う利益を当然に否定してよいとはいえず、そういうためにはより実質的な説明を要するであろうとの批判がなされている。福永有利「判例解説」昭和五〇年度重要判例解説（ジュリスト六一五号）（一九七

六年）一一六頁。

(23) 上田徹一郎「既判力の主観的範囲の理論の再構成」民訴雑誌二〇号（一九七四年）一九〇頁以下（上田徹一郎『判決効の範囲』〔一九八五年、有斐閣〕一四三頁以下）、菊井維大『強制執行法（総論）』（一九七六年、有斐閣）一六九頁、森本滋「判例評釈」判タ三〇八号（一九七四年）七〇頁、中野・前掲注(12)書一二七頁、鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法(1)』（一九八四年、第一法規）三六〇頁〔石川明〕など。

(24) 福永有利「法人格否認の法理に関する訴訟法上の諸問題」関西大学法学論集二五巻四・五・六合併号（一九七五年）五六四頁以下（福永有利『民事訴訟当事者論』〔二〇〇四年、有斐閣〕四六七頁以下）、同・前掲昭和五〇年度重要判例解説一一六頁。おそらく同旨、鈴木・前掲注(4)解説一五五頁。なお、吉村徳重「執行力の主観的範囲と法人格否認」大石忠生＝岡田潤＝黒田直行編『裁判実務大系7民事執行訴訟法』（一九八六年、青林書院）一一頁以下は、形骸事例では既判力・執行力の拡張を認めるが、濫用事例では既判力の拡張だけを認める。

(25) 江頭・前掲注(1)『会社法人格否認の法理』四一六頁・四三三―四三四頁。また、江頭・前掲注(1)『株式会社法』四四頁も参照。

(26) 以上につき、中野・前掲注(12)書三一三頁、和田・前掲注(10)評釈一〇六頁。現に、前掲鹿児島地裁〔4〕判決には、そのような発想がみられる。

(27) もっとも、前述のように、江頭・前掲注(1)『会社法人格否認の法理』四一六頁は、法人格否認の法理に固有の要件は存在しないとされる。

(28) このことにつき、高橋・前掲注(4)解説二七頁参照。

(29) 伊藤・前掲注(4)解説一九五頁、江頭・前掲注(1)『株式会社法』四四頁参照。

(30) 同旨、笠井・前掲注(5)評釈一五七頁、滝澤・前掲注(5)評釈九―一〇頁。

中島　弘雅